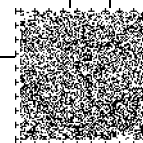


戸田市都市公園条例新旧対照表

改正前	改正後（案）																
<p>第1条・第2条（略） （行為の制限）</p> <p>第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>行商、募金その他これに類する行為をすること。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>興行を行うこと。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4条～第14条（略） （使用料等の徴収）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず使用期間が引き続き1年以上にわたる場合には、年度ごとに<u>年額</u>で徴収することができる。</p> <p>第16条～第32条（略） 附則（略）</p> <p>別表第1・別表第2（略） 別表第3(第14条関係)</p> <p>有料の公園施設等の使用料</p> <p>(1) 公園施設</p>	<p>第1条・第2条（略） （行為の制限）</p> <p>第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 募金その他これに類する行為をすること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>物品の販売、興行その他の営業行為を行うこと。</u></p> <p>(4) （略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>第4条～第14条（略） （使用料等の徴収）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず使用期間が引き続き1年以上にわたる場合には、年度ごとに<u>納期限</u>を定めて徴収することができる。</p> <p>第16条～第32条（略） 附則（略） <u>附則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表第1・別表第2（略） 別表第3(第14条関係)</p> <p>有料の公園施設等の使用料</p> <p>(1) 公園施設</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>公園施設</th> <th>使用時間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	公園名	公園施設	使用時間	金額					<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>公園施設</th> <th>使用時間</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	公園名	公園施設	使用時間	金額				
公園名	公園施設	使用時間	金額														
公園名	公園施設	使用時間	金額														



惣右衛門公園	サッカー場	2時間	730円
(略)	(略)	(略)	(略)
北部公園	野球場	2時間	2,100円
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(2) 夜間照明施設 (略)

別表第4(第21条関係) (略)

惣右衛門公園	サッカー場	2時間	2,600円
	フットサル場 1面	2時間	1,300円
(略)	(略)	(略)	(略)
北部公園	野球場	2時間	2,600円
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 (略)

(2) 夜間照明施設 (略)

別表第4(第27条関係) (略)

